

平成25年12月後期定例会 議事録

(1/5)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・開催日時 平成25年12月26日(木曜日) 15時58分～17時03分・開催場所 人事委員会室・出席者 (委員) 大西委員長 松尾委員 中川原委員
(事務局) 伊藤事務局長 原副事務局長 宮原参事
隈本主幹 植松係長 馬場係長 太田主査 寺田主査 |
|--|

○議事事項

1 平成25年12月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成24年10月12日の人事委員会報告及び勧告で言及した55歳を超える職員の昇給制度の見直しについて、佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
(施行期日 平成26年1月1日)

(改正内容)

- 研修、表彰等による昇給や特別の場合の昇給については、昇給抑制の対象としないこととした。
(第35条の2関係)
- 55歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達した職員を当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後に昇給させる場合の昇給は、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り1号給以上の昇給を行うものとして、昇給号給数表を改正した。(別表第28の9・10関係)
- その他所要の改正を行うこととした。

3 平成26年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔行政特別枠〕の実施要綱について

概要について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

- 1 試験区分及び採用予定者数
行政(37名程度)
- 2 受験資格
次の(1)又は(2)の要件を満たす者とする。ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員

法第16条各号（準禁治産者を含む。）のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者
- (2) 平成5年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成27年3月までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）

3 試験の方法及び評価

試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験に分けて行い、第2次試験は第1次試験合格者について、第3次試験は第2次試験合格者について行う。

(1) 第1次試験

教養試験及び書類選考を行う。

また、語学資格保有者に対しては、加点を行う。

ア 教養試験

五枝択一式による筆記試験とし、試験の程度は大学卒業程度とする。

問題数は120問で、120点満点とし、時間は1時間とする。

イ 書類選考

受験申込書と同時に提出するアピールシートにより選考を行う。

ウ 語学資格保有者への加点

(ア) 加点対象者

英語、中国語、韓国語、フランス語について、相当高い程度の語学資格を保有すると認められる者を対象とする。

(イ) 加点の方法

資格等を証する書類を確認のうえ、資格の有用性等に応じ、12点を限度として加点する。

エ 第1次試験合格者の決定

教養試験の得点（語学資格保有により加点された者については、当該加点点数を加えた得点）により、最終合格者数を考慮して、高点順に定め、4月下旬に発表を行う。なお、教養試験の得点又はアピールシートによる審査結果が一定の基準に満たない場合は不合格とする。

(2) 第2次試験

論文試験、面接試験Ⅰを行う。

ア 論文試験

一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。時間は1時間30分とする。ただし、一定の基準に満たない場合は不合格とする。なお、論文試験は第1次試験日（4月13日（日））に実施する。

イ 面接試験Ⅰ

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。

ただし、一定の基準に満たない場合は不合格とする。

ウ 第2次試験合格者の決定

論文試験及び面接試験Ⅰ全てに合格となった者について、論文試験及び面接試験Ⅰのそれぞれの得点を合計した総合得点により、最終合格者数を考慮して、高点順に定め、5月中旬に発表を行う。

(3) 第3次試験

面接試験Ⅱを行う。

ア 面接試験Ⅱ

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。
ただし、一定の基準に満たない場合は不合格とする。

4 最終合格者の決定

第3次試験の面接試験Ⅱで合格となった者について、面接試験Ⅱの得点により、採用予定者数等を考慮して、高点順に最終合格者を定め、6月上旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否等について、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

5 採用候補者名簿の登載順位

最終合格者は、4の得点の高点順に登載する。

6 受付方法

インターネット、持参、郵送による受験申込みの受付を行う。

7 受付期間

(1) インターネット申込

2月17日(月)9時から3月7日(金)17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

(2) 持参による申込

2月17日(月)から3月7日(金)までとし、受付時間は8時30分から17時までとする。
ただし、土曜日、日曜日は除く。

(3) 郵送による申込

2月17日(月)から3月7日(金)までとする。ただし、3月7日(金)の消印があるものまで有効とする。

8 試験の期日及び場所

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 第1次試験(第2次試験論文) | 4月13日(日)
佐賀市及び東京都 |
| (2) 第2次試験 | 5月上旬~中旬
佐賀市及び東京都 |
| (3) 第3次試験 | 5月下旬
県庁新行政棟会議室ほか |

9 採用候補者名簿の効力

平成27年4月1日から1年間とする。

4 佐賀県職員の職の任用等級分類表の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成 26 年 1 月 1 日の組織改正に伴う一部改正
(施行日 平成 26 年 1 月 1 日)

(改正内容)

『1 行政職給料表、研究職給料表及び医療職給料表を適用される者』の表中を次のように改める。
知事部局【農林水産商工本部】
・課長級に「有田焼創業 400 年事業推進監」を加える。

5 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成 26 年 1 月 1 日付けの組織改正に伴い、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する。
(施行期日 平成26年 1 月 1 日)

(改正内容)

○別表第 1
追加

組 織			職	区分
知事	本庁	農林水産商工本部	有田焼創業 400 年事業推進監	3 種

6 級別職務区分表の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成 26 年 1 月 1 日付けの組織改正に伴い、級別職務区分表の一部を改正する。
(適用年月日 平成26年 1 月 1 日)

(改正内容)

<知事部局>

・組織・職の新設

所属名	職 名	給料表	備 考
農林水産商工本部	有田焼創業 400 年事業推進監	行政職 6 級、7 級	課長級

7 不服申立て（審査請求）の受理について

元知事部局職員から提出された不服申立てについて、不利益処分についての不服申立てに関する規則第6条第1項により受理することを決定した。

○報告事項

1 懲戒処分について

佐賀県教育委員会の懲戒処分について報告した。

○その他

1 行事予定について